

三木市記者発表資料 (令和4年1月25日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 市民課	課長 西本敬子 (内線 2370)	市民係	0794-82-2000 (内線 2412)

タイトル				
マイナンバーカードの出張申請受付を実施				
内 容				
<p>三木税務署が実施する「税理士によるサラリーマンや年金受給者のための還付相談会場」において、マイナンバーカードの出張申請窓口を実施します。</p> <p>1 実施日時 2月2日(水)～4日(金) 午前9時30分から午後3時まで (昼休み 正午から午後1時まで)</p> <p>2 実施会場 市民活動センター 3階大会議室</p> <p>3 対 象 三木市に住民票のある方でかつ初めてカードを申請される方</p> <p>4 持ち物</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 本人確認書類※(2) 通知カード(3) 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) <p>※本人確認書類は下記よりA2点またはA1点+B1点が必要</p> <table border="1"><tbody><tr><td>A</td><td>運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、旅券、在留カード など</td></tr><tr><td>B</td><td>健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書 医療費受給者証 など</td></tr></tbody></table>	A	運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、旅券、在留カード など	B	健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書 医療費受給者証 など
A	運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)、旅券、在留カード など			
B	健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書 医療費受給者証 など			
<p>5 出張申請の流れ</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 受付(2) 顔写真撮影(無料)(3) 申請用紙に記入(4) 後日、ご自宅へ本人限定受取郵便にてカードを送付 (注意 本人確認書類の不足などで申請のみになる場合があります。)				
セールスポイント				
<p>マイナンバーカードを初めて申請される方を対象に、申請に必要な顔写真の撮影や申請書の記入をサポートします。</p> <p>申告と一緒に便利なマイナンバーカードを申請してみたいはいかがでしょうか。この機会をぜひご利用ください。</p>				